

## 第1章 計画策定の沿革・目的

### 第1節 計画策定の沿革

#### (1) 遺跡の発見と発掘調査

新町支石墓群は、大正時代に九州大学医学部教授であった中山平次郎氏により紹介され、御床松原遺跡と並び、土器散布地として知られた。また、地元では畑に露出した大石を「カンカンイシ」と呼び、子どもたちの遊び場となっていた。

昭和61(1986)年に、宅地開発に係る発掘調査を行ったところ、弥生時代早期の支石墓群が検出され、「カンカンイシ」の正体が支石墓の上石であることが判明した。この時、全国初の弥生時代早期の人骨が支石墓から出土し、縄文人的特徴を残すことで報道でも大きく取り上げられた。

この成果を受け、翌年の昭和62(1987)年に試掘溝による墓域範囲の確認調査を行い、弥生時代早期支石墓群を含む弥生時代中期にかけての墳墓群であることがわかった。

さらに平成元(1989)年には、支石墓群の南側に住宅建設の事前調査として第3次調査を行った。結果、箱式石棺墓を主体とする古墳時代前期の墓域が把握された。

平成2(1990)年の第4次調査、平成3(1991)年の第5次調査では、調査地点を支石墓群より200mほど北東に変えた。目的は支石墓に伴う住居等の生活圏の把握である。この地点からは弥生時代早期の遺構は認められなかったが、縄文時代後期の貝塚と土壌墓、中世の土壌墓等を検出し、人骨も出土した。

#### (2) 遺跡保存の取り組み

平成4(1992)年に、第1次調査第1地点の土地を町史跡に指定し、同年から平成5(1993)年度にかけて地域文化財保全事業により土地の公有化および「新町遺跡展示館」を設置し、覆屋内部の盛土上に復元展示を行った。その後、平成12(2000)年度に史跡指定を受け、平成16(2004)～17(2005)年度には新町遺跡環境整備推進委員会を立ち上げ、「新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画」の素案を作成した。平成19(2007)年度からは指定地の購入事業を開始し、平成28(2016)年度には用地の大半(約99%)を取得し、事業を終了した。

### 第2節 計画の目的

新町支石墓群は、平成12(2000)年度に国の史跡指定を受けた。全国で史跡の数が増加し、指定条件のハードルが高まる中、新町支石墓群が、高い評価を受けた要因は、弥生時代初期の墳墓が極めて良好な状態で地下に保存されていたことである。とりわけ支石墓の主体部から人骨が多数出土したことが注目された。支石墓では人骨が発見されることは極めてまれで、弥生時代初期の弥生人像を探る上で貴重な資料である。

現在、支石墓群は埋め戻した後、一部は展示館で復元展示され、その他は現地保存されている。近年は市民から史跡地の公園整備を望む声も高まりをみせ、また、公有化した史跡用地を有効活用する上でも整備を進める必要に迫られている。

これらの諸状況を鑑み、新町支石墓群の恒久的な保存と、未来への継承、学校教育・生涯学習・観光・日常的な利用等々さまざまな面での活用を促進するために、新町支石墓群の保存活用計画(以下「本計画」)を策定する。

### 第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡新町支石墓群の指定地とする。

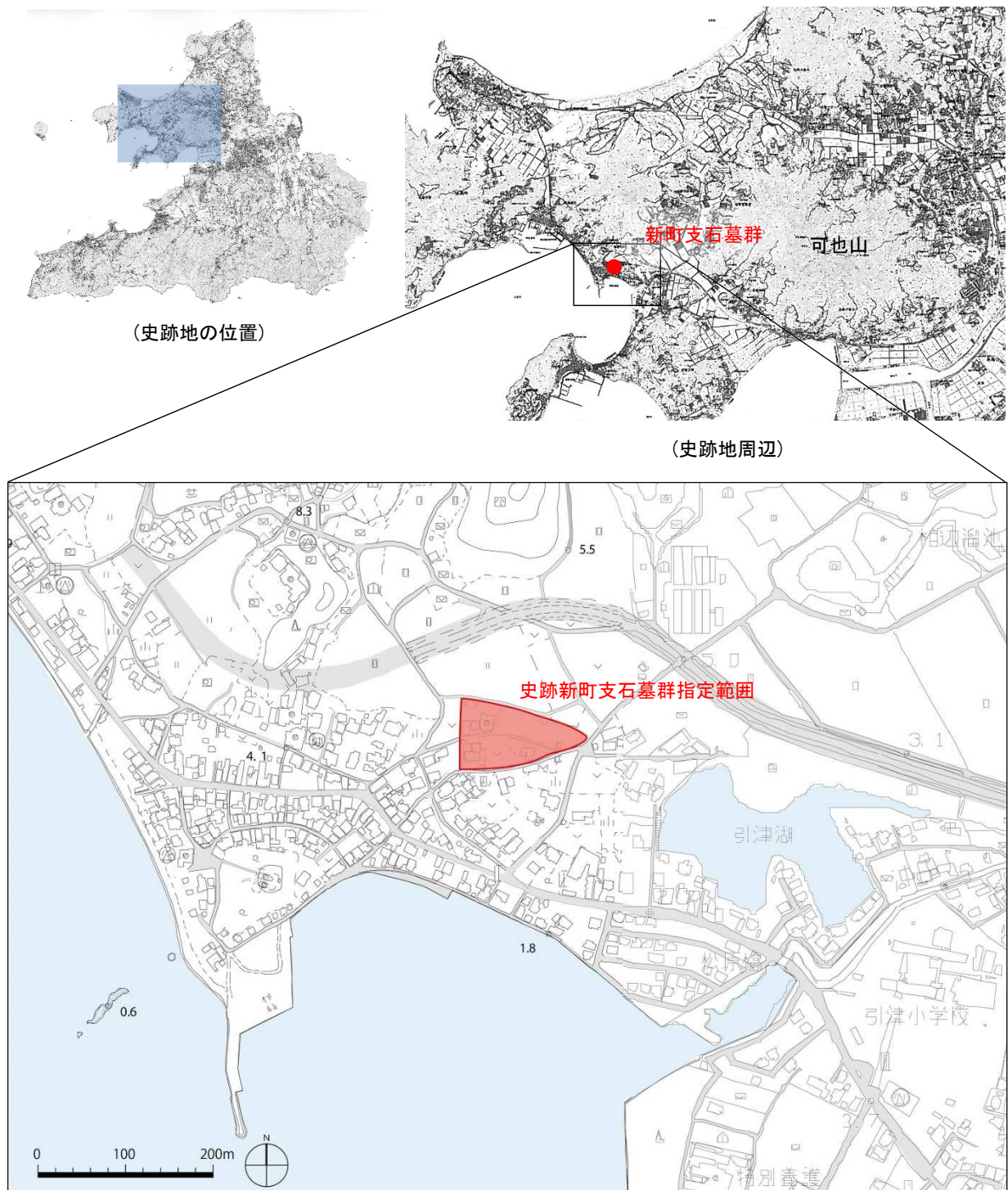


図 1-1 計画の範囲図

## 第4節 委員会等の設置・経緯

## (1) 史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会

本計画策定にあたって、糸島市教育委員会は令和元(2019)年度に、「史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会」(以下「委員会」)を設置し、保存活用計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、随時、文化庁文化財第二課史跡部門、福岡県教育委員会の指導・助言を得た。

令和元年7月から計3回委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本保存活用計画を策定した。

委員会の構成、審議の経緯は以下の通りである。

## ■ 史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会

| 役職   | 氏 名   | 所属等                   | 専門分野  |
|------|-------|-----------------------|-------|
| 委員長  | 西谷 正  | 九州大学 名誉教授             | 考 古   |
| 副委員長 | 包清 博之 | 九州大学芸術工学研究院 教授        | 景観計画  |
| 委 員  | 伊崎 俊秋 | 九州歴史資料館 企画主幹          | 考 古   |
| 〃    | 洞 龍二郎 | 福岡県文化財保護指導委員・元糸島市文化課長 | 郷土史   |
| 〃    | 檜崎 治  | 志摩新町行政区長              | 行政区代表 |
| 〃    | 大谷 俊浩 | 糸島市立引津小学校長            | 学校教育  |

|       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 指導・助言 | 野木 雄大  | 文化庁文化財第二課 史跡部門 文部科学技官        |
|       | 入佐 友一郎 | 福岡県教育委員会 文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長 |
|       | 岸本 圭   | 福岡県教育委員会 文化財保護課 文化財保護係企画主査   |
| 事務局   | 家宇治 正幸 | 糸島市教育委員会 教育長                 |
|       | 井上 義浩  | 糸島市教育委員会 教育部長                |
|       | 岡部 裕俊  | 糸島市教育委員会 文化課長                |
|       | 村上 敦   | 糸島市教育委員会 文化課長補佐兼文化財係長        |
|       | 瓜生 秀文  | 糸島市教育委員会 文化課主幹               |
|       | 平尾 和久  | 糸島市教育委員会 文化課主幹               |
|       | 江野 道和  | 糸島市教育委員会 文化課主幹               |
|       | 秋田 雄也  | 糸島市教育委員会 文化課文化財係主事           |

■ 検討の経緯

| 委員会 | 開催日                | 審議内容                                                                                                                         |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和元年7月18日(木)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡新町支石墓群の概要とこれまでの経緯</li> <li>・ 計画策定の方針、計画書の全体構成と策定スケジュール</li> <li>・ 現地視察</li> </ul> |
| 第2回 | 令和元年10月18日(金)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書素案の審議</li> </ul>                                                                 |
| 第3回 | 令和2(2020)年1月14日(火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書案の審議・承認</li> </ul>                                                               |



写真 1-1 第1回委員会の様子



写真 1-2 現地視察の様子



写真 1-3 第2回委員会の様子



写真 1-4 第3回委員会の様子

(2) 地元意見交換会

日程：令和元年12月13日(金) 19:00～20:00

場所：引津公民館 学習室

内容：計画書の概要を説明する

地元住民の協力を仰ぐことを伝える

参加者：志摩新町行政区から12名

糸島市文化課から4名

コンサルタントから3名



写真 1-5 地元意見交換会の様子

(3) パブリック・コメント

史跡新町支石墓群保存活用計画（案）に対するパブリック・コメントを実施したが、意見の提出はなかった。

（実施期間）令和2年2月3日(月)から3月3日(火)まで

## 第5節 他の計画との関係

本計画は『第1次糸島市長期総合計画』（平成23(2011)年3月策定）及び現在策定中の『第2次糸島市長期総合計画』（令和3(2021)年度から施行予定）の方向性を踏まえるとともに、『糸島市都市計画マスタープラン』（平成25(2013)年度3月策定、令和12(2030)年度まで）や『第2次糸島市観光振興基本計画』（令和2(2020)年3月策定、令和6(2024)年度まで）、『新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画』（平成18(2006)年3月策定）、『糸島市文化財保存整備基本計画』（平成24(2012)年3月策定）等の関連計画の方針等と整合させる。

### （1）新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画（平成18年3月策定）

新町遺跡保存整備事業に係る基本構想を平成16年度に、基本計画を平成17年度に策定した。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1) 保存整備事業の目的</p> <p>①弥生時代早期の支石墓をはじめとした古墳時代前期までの墳墓群として、考古学ならびに形質人類学的にも学術的価値が高い新町遺跡を、将来にわたって保存する。</p> <p>②弥生時代のはじまりを代表する遺跡として整備し、公開活用する。町民に対しては郷土の歴史への理解を深め誇れるものとする。</p> <p>また、生涯学習、学校教育の教材として活用することで、文化財愛護思想の普及を図る。</p> <p>③弥生時代の原風景を想起させる立地を活かし、周辺環境の保全も視野に入れ、将来の市街化とも調和共存する整備を進めるとともに、今後のまちづくりを考える基盤のひとつとしての役割を与える。</p> |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
| <p>2) 遺跡の現状・歴史的価値</p> <p>①支石墓をはじめとした各遺構が良好な状態で保存されており、弥生時代早期から古墳時代前期までの墓域の変遷が把握できる。</p> <p>②出土遺物や弥生時代早期の人骨の保存状態がよく、個体数が多い。</p> <p>③周辺に乱開発が入っておらず、弥生時代の原風景を彷彿させる。</p>                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
| <p>3) 保存整備の理念</p> <p>保存整備された遺跡を、景観とともに歴史的遺産として活用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
| <p>4) 保存整備の方向性</p> <p>①遺跡を将来にわたり保存していくためには、現存する遺構に適切な保存整備を施し、かつ公開活用に適する手段を講じる。</p> <p>②遺跡と、遺跡がある環境を肌で実感し、学習するためのフィールドとして整備する。そのために、周辺で計画されている各種開発と効果的に調和させる。</p> <p>③保存整備後は歴史的遺産として地域が誇れるものとし、地域と遺跡を一体化した活用ができるようにする。</p>                                                                                                   |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
| <p>5) 保存整備の基本方針</p> <p>遺跡だけではなく、遺跡を抱える環境も将来にわたって保存し、利活用することを目的とするため、3つの計画をもって整備を推進する。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                        |
| <p>①史跡指定地(第1期整備)</p> <p>概要 国史跡指定地で、遺跡の中心となる地区。弥生時代早期、前期の支石墓群、甕棺墓群、中期の甕棺墓群および古墳時代前期の箱式石棺墓群が存在する。</p> <p>方針 基本設計および実施設計を行い、土地の公有化がある程度完了した時点から保存整備を実施する。</p>                                                                                                                                                                  | <p>②史跡指定地周辺(第2期整備)</p> <p>概要 指定地に隣接する水田と、その北東側にある畑の合計約20,000㎡が対象となる。畑には縄文時代後期の貝塚が存在し、東側は御床松原遺跡に隣接する。水田は未調査。</p> <p>方針 国史跡指定地の緩衝帯として史跡と周辺環境が調和する整備のあり方を検討し、指定地の利活用を効果的にする。</p> | <p>③周辺山林地区</p> <p>概要 指定地から約250m北側に遺跡の後背地となる山林帯がある。また、指定地から東側は可也山が視界に入る。</p> <p>方針 遺跡に立って眺望できる景観を保全するよう努める。本構想と都市計画に沿った景観あるいは環境保全条例の策定など、関係各所と連携することにより、遺跡からの眺望を著しく損なわない策を講じる必要がある。</p> |
| <p>6) 利活用</p> <p>①日常的素材（地域住民が日常生活の一環として利用する）</p> <p>②学習的素材（学校教育、生涯学習の観点から利用する）</p> <p>③観光的素材（一般的な行楽で、上記2点を含む）</p>                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                               | <p>7) まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町遺跡は稲作開始期の日本を代表するものである。</li> <li>・末永く保存し公開活用していく。</li> <li>・町内の文化・自然・観光資源のネットワークを構築する。</li> </ul>                               |

## (2) 糸島市文化財保存整備基本計画（平成24年3月策定）

旧1市2町で独自に進めてきた文化財の保存整備事業を、平成22(2010)年の合併を機に、市全域を対象とした基本計画を策定した。

### 1) 基本理念

伊都国の時代から現代までの文化遺産が、豊かな自然の中に浮かび上がるまちを市民とともに創出する。

### 2) 基本方針

|      |     |
|------|-----|
| 見い出す | 守る  |
| 活かす  | 育てる |

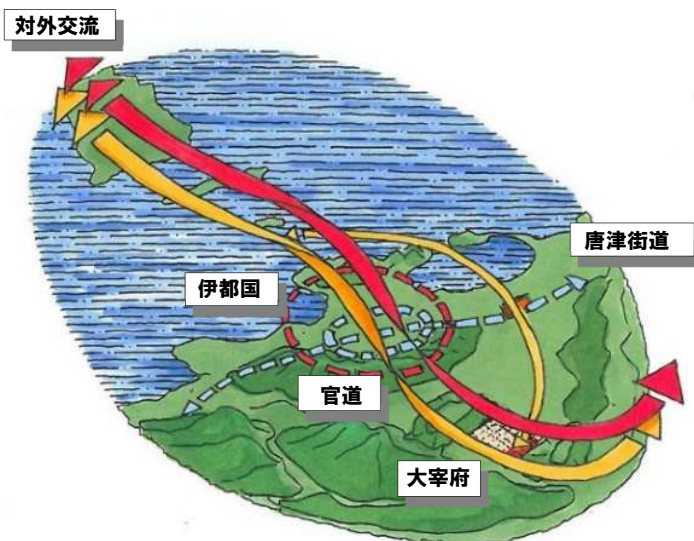


図1-2 計画のイメージ図

### 3) 文化財の保存・整備・活用方針

文化財の分布と地理的な特性を考慮し、15のゾーンを設定した。対象地の史跡新町支石墓群は引津湾周辺ゾーンに含まれる。

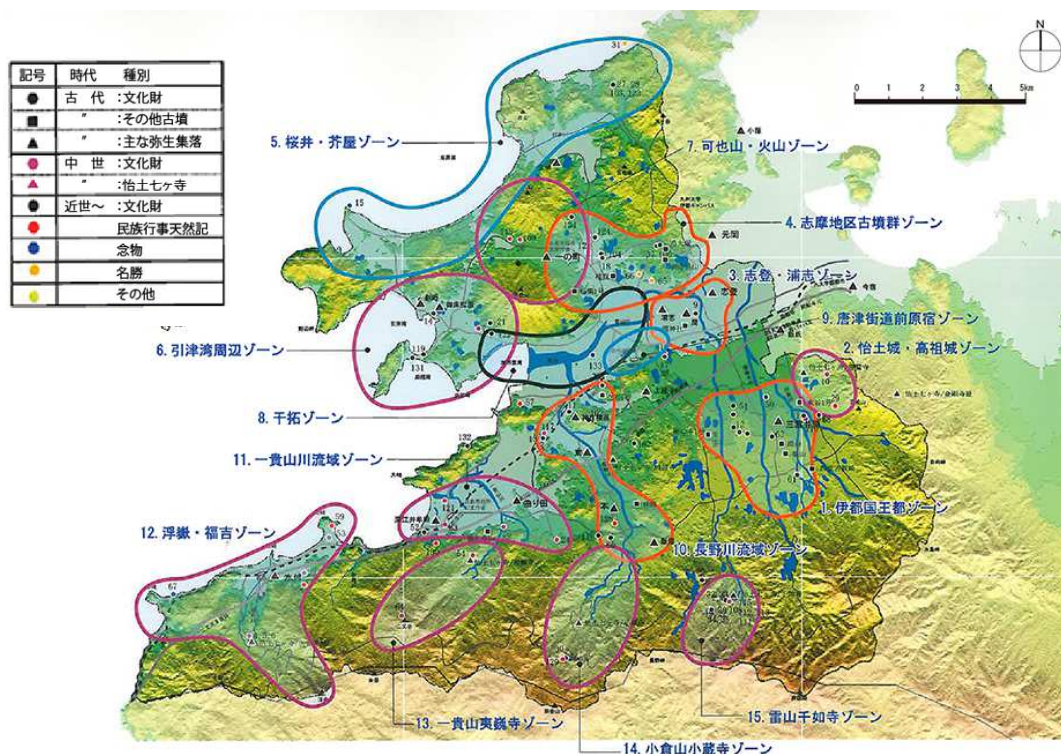


図1-3 文化財整備ゾーニング

## 4) 引津湾周辺ゾーンの整備検討

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>位置と環境</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>糸島半島の西北部は引津湾、船越湾などの内湾沿いに良港が点在しており、古来より朝鮮半島など海上交易の要所として、あるいは漁撈を営んだ集落として栄えてきた。現在も海岸沿いに料理屋やカキ小屋などがあり、新鮮な魚介類を求めて多くの観光客が集まる。姫島への渡船場も岐志漁港内にある。</p> <p>周辺の景観は玄界灘に面した入り江と漁村からなる昔ながらの街並を残している。風光明媚な景勝地としても有名で、貝原益軒は「筑前国続風土記」の中で、船越綿積神社からみた引津湾と可也山の眺望をわが国有数のものとして賛辞している。</p>                                                                                                                                                                           |
| <b>文化財の現状</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡新町支石墓群については一部覆屋を建設し復元しているが、ほとんどは未整備である。</li> <li>・国指定重要文化財木造阿弥陀如来坐像については、所有者により収蔵施設が設置されている。</li> <li>・県指定有形文化財文禄四年筑前国志摩郡御床村検地帳をはじめとした文書や絵画は、個人及び団体所蔵である。</li> <li>・観世音寺領船越荘については、現在のところ伝承地が知られているのみで、具体的な関連文化財は確認されていない。</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| <b>方針</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新町支石墓群の整備事業を実施し、保存する。(守る・活かす)</u></li> <li>・木造阿弥陀如来坐像、文禄四年筑前国志摩郡御床村検地帳などの指定文化財については、所有者の協力を得て適切に保存管理する。(守る・育てる)</li> <li>・観世音寺領船越荘関連の文化財については調査し、保存措置について検討する。(見い出す・守る)</li> <li>・玄界基地烹炊場については保存に努める。(守る)</li> <li>・有形文化財、民俗文化財などについては基本方針に基づき調査し、保存措置を講じる。(見い出す・守る)</li> <li>・文化遺産については市民主体で保存、継承していくように啓発する。(守る・育てる)</li> <li>・<u>史跡の保存整備などに伴い保全が必要となる景観などについては、関係部局と連携し保存に努める。(守る)</u></li> </ul> |
| <b>当面（今後20年）の目標</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新町支石墓群については用地買上げを進め、完了後、全体整備を実施する。(守る・活かす)</u></li> <li>・絵画、文書など有形文化財を調査し、文化財指定について検討する。(見い出す・守る)</li> <li>・観世音寺領船越荘関連の文化財について調査する。(見い出す)</li> <li>・玄界基地烹炊場を調査し、文化財指定について検討する。(守る)</li> <li>・有形文化財、民俗文化財などについて調査研究し、文化財指定を検討するなど保存すべきものについては必要な措置を講じる。(見い出す・守る)</li> <li>・<u>新町支石墓群から可也山方向を望む景観については、関係部局と連携し保存するよう努める。(守る)</u></li> </ul>                                                           |

